

# 大阪北部地震&台風21号 その時私たちはどう動いたか

1

豊中市社会福祉協議会の実践から

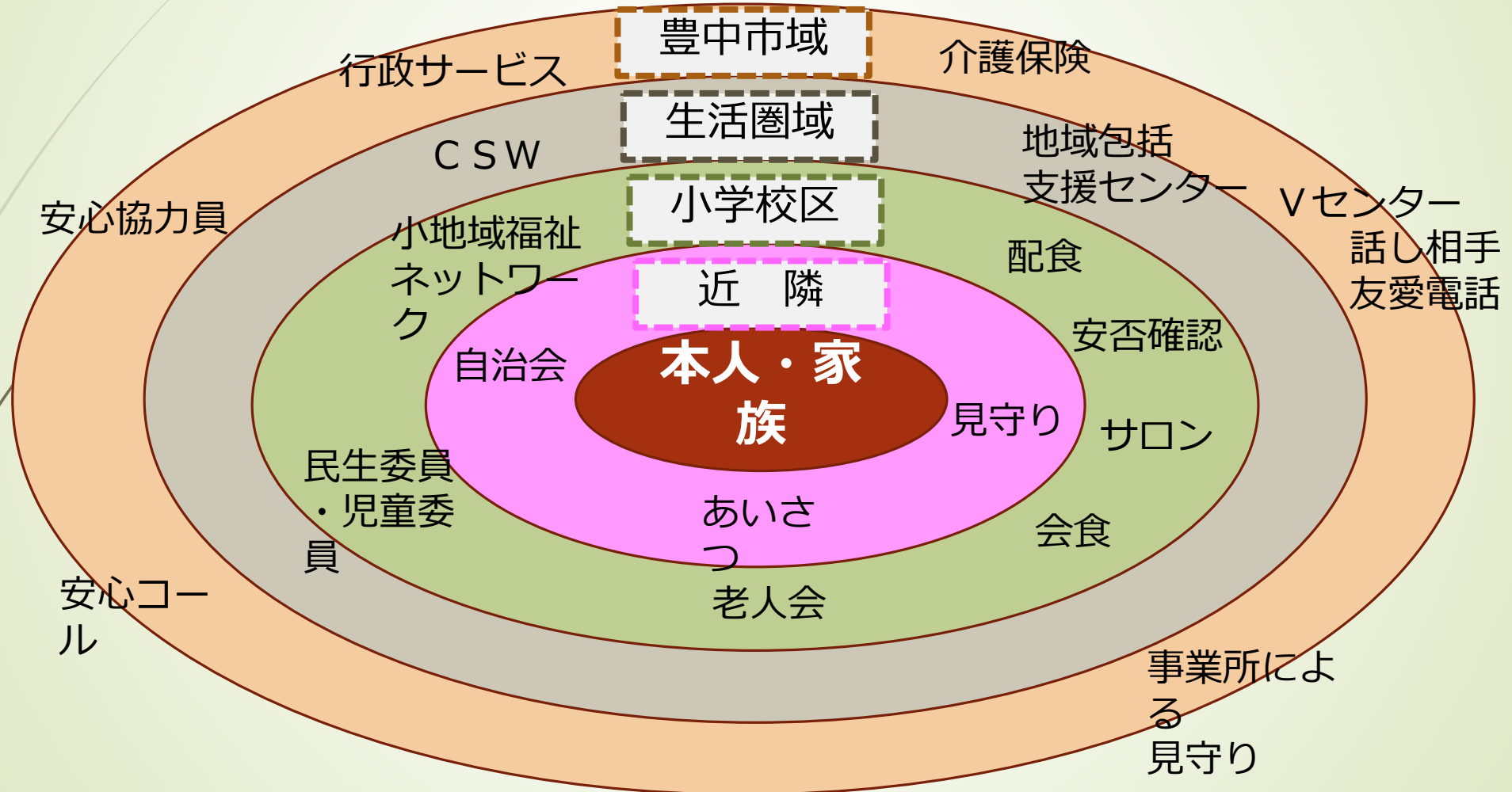
豊中市社会福祉協議会

勝部麗子

## これまでの経緯

- 平成 7年1月17日 阪神淡路大震災 大阪府内で最大の被災地に
- 平成 8年4月 小地域福祉ネットワーク活動推進 平成14年度まで
- 平成14年 災害時安否確認事業 全小学区  
豊中市・豊中市民生児童委員協議会・校区福祉委員会協定  
手上げ方式 訓練時にも同意書  
図上訓練・実地訓練
- 避難所開設訓練 各小学校区単位 随時
- 平成29年 避難行動要支援者名簿による防災福祉ささえあい事業実施  
各校区単位に協力団体が違う
- 平成30年6月18日 大阪北部地震 震度5弱 災害救助法適用  
9月4日 台風21号被害

# ①豊中における見守りの方法



## 校区福祉委員会活動 民生委員と連携

個別援助活動・・・見守り・声かけ活動・個別支援

グループ援助活動・・・ふれあいサロン

世代間交流・ミニデイサービス

会食会・子育てサロン

子ども食堂

その他・・・災害時の安否確認事業→避難行動要支援者支援

子どもの安心安全見守り活動

福祉なんでも相談窓口

# 避難行動要支援者支援事業の体制づくり

＜イメージ図＞

( )校区 防災・福祉ささえあいづくり推進事業 組織機構図

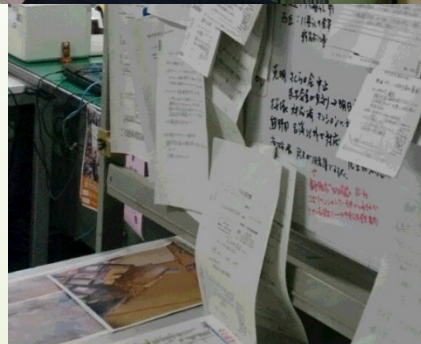
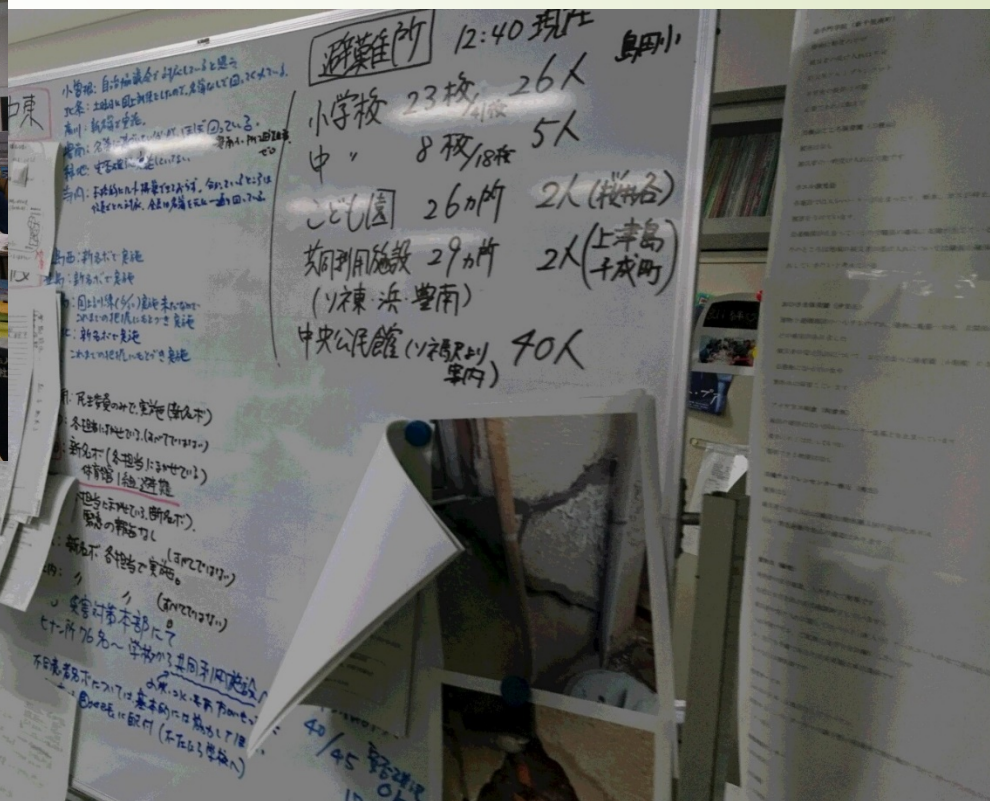
平成31年(2019年) 月作成

豊中市										代表者①																																							
					氏名 連絡先										連																																		
代表者②										代表者③										代表者④																													
					氏名 連絡先										氏名 連絡先										氏名 連絡先					連																			
( )町( )丁目 ( )番~( )番 氏名(連絡先) 氏名 (連絡先) 氏名(連絡 先) 氏名(連絡先)										( )町( )丁目 ( )番~( )番 氏名(連絡先) 氏名 (連絡先) 氏名(連絡 先) 氏名(連絡先)										( )町( )丁目 ( )番~( )番 ( )マンション氏 名(連絡先) 氏名 (連絡先) 氏名(連絡 先)										( )町( )丁目 ( )番~( )番 氏名(連絡先) 氏名 (連絡先) 氏名(連絡 先) 氏名(連絡先)										( )町( )丁目 ( )番~( )番 ( )マンション氏 名(連絡先) 氏名 (連絡先) 氏名(連絡 先)									

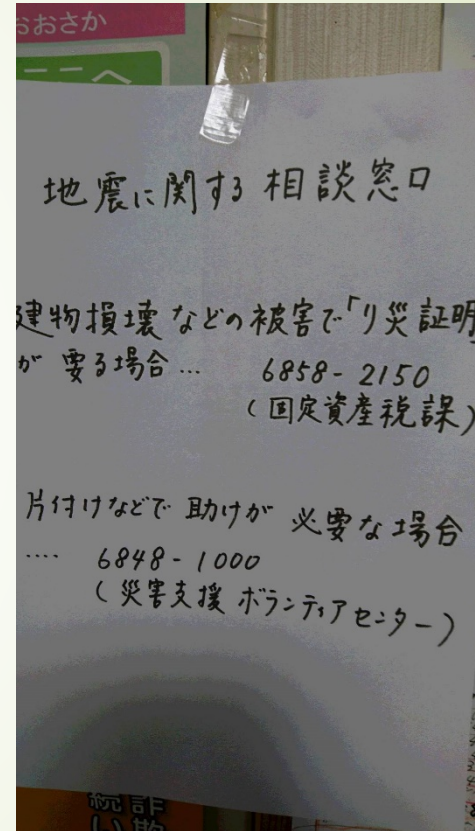
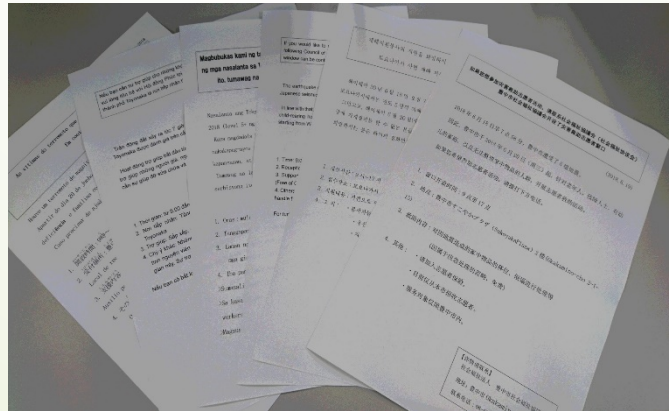
平成30年6月18日 7時58分  
豊中市内に震度5強の地震発生



# 8時17分 豊中市社協災害対策本部設置



# 日頃の見守りが効果を発揮





# 災害時のための「無事ですカード」



# 6月20日災害支援ボランティア窓口設置



# 家財整理&ブルーシート ドローンが大活躍



# マンションでの家財道具の運び出し ～管理人さんが住民さんのニーズを聞き取って、まとめて対応しました～



# マンションでの家財道具の運び出し

13



# 屋根のブルーシート張り ～専門ボランティアのみなさんの協力で実施



# 屋根のブルーシート張り ～専門ボランティアのみなさんの協力で実施



## 見守りの対象者

小地域福祉ネットワークでの把握 11000人

一人暮らし高齢者

高齢者夫婦

8050 ローラーなどで把握

避難行動要支援者名簿

15737人

内 同意者 9151人

拒否 1971人

未返信 4615人

民生委員一人暮らし登録名簿 6070人

把握している人 +a



## マンションで起こったこと 事例発表 ...別紙緊急アンケート参照

- ①エレベーターが止まった・閉じ込め
- ②安否確認 (民生委員・管理人)
- ③老人クラブなどによる見守り
- ④マンション管理組合の見守り
- ⑤無事ですカード 活用の有無

# 見えてきた課題

- ①マンションの安否確認体制の
- ②避難行動要支援者とはだれか
- ③エレベーターが止まる(生活支援の取組み                      買い物困難・外出困難)
- ④家財整理・たんすが倒れた  
    災害ボランティアセンター・社協などとの連携
- ⑤避難所が被害が大きかった 避難するべきかどうか
- ⑥安否確認体制の課題  
    福祉事業所との連携  
    民生委員などとの連携  
    マンションとの連携  
    避難行動要支援者名簿の訓練時名簿開示不同意者への対応  
    避難行動要支援者名簿対象者の把握
- ⑤ライフラインの復旧

# 9/4 台風21号への対応

# 9/4 風速55メートルの被害 信号が停電、飛来物が空を飛ぶ



# 屋根がドンだ...瓦が飛んだ 壁が飛んだ...



## 長引く停電

断水・携帯電話の重電・入浴できない・・・  
携帯電話無料充電サービス・お風呂提供サービス  
福祉施設の入浴サービスリスト公開  
停電地域へ情報提供ローラー作戦(千成・庄内南)



# 災害支援ボランティアセンター開設



51	清	中津	津川	
52	清	服部西町	木の片を解体	
54	対	上野	庭の温室を起す	男性1-2名
55		庄内町	木のバラジの柱の解体	
56		庄内町	庭の枝を切り取り	
57	清	千原	外壁のカケラの片取	津川 月夜AM→X
59	対	熊野	トタン屋根の片取	西谷
60	清	月夜	家の外の木を片取	平田
61		庄内町	バラジの片取	
64	清	西原	庭の片取	男性2名
66		東原	木の片取	1~2名
69		上新田	利用中	
68		庄内町	庭の片取	男性1-2名
72	清	本町	物の片取	1-2名
77		行山	物の片取	男性2-3名
80	清	庄内町	物の片取	男性3-4名
83		庄内町	木の片取	2-3名



# 災害ボランティアセンター 企業・学生ボランティア・豊中あぐりが大活躍





# 災害支援ボランティアセンター開設 9/7～9/10



# 飛来物によるトラブル発生 大阪弁護士会による無料相談会

瓦が他人の車を損壊した  
他人の家に飛来物が・・・

**台風 21 号  
被災者向け無料法律相談**

この度、大阪弁護士会にご協力いただき、  
台風 21 号で被災された方々への無料法律相談を下記のとおり実施いたします。

住宅、住宅ローン、公的支援、隣地に関する  
法律問題等、その他ご心配なことをお尋ねください。

記

1. 日時:平成 30 年(2018 年)9 月 8 日(土)  
14 時～16 時
2. 場所:豊中市社会福祉協議会 相談室  
(豊中市岡上の町 2-1-15 すこやかプラザ内)
3. 費用:無料
4. その他:・電話での相談可。06-6848-1279 ※来会者優先  
・豊中市民対象です。

【問い合わせ】  
豊中市社会福祉協議会 地域福祉課  
電話:06-6848-1279  
FAX:06-6841-2388



# 避難所の支援

避難所・生活支援・家財整理・家探し



# 見えてきた課題

- ▶ 水害対策であったが暴風雨による建物被害が続出・避難所開設の必要性  
自主避難と避難所開設の混乱
- ▶ 飛来物による近隣トラブル
- ▶ 屋外の家財の倒壊など
- ▶ 停電による被害(冷蔵庫内・入浴・断水・携帯電話など)避難所機能+充電
- ▶ 長引く災害支援による災害ボランティアの不足...定年後の男性の育成が効果を上げた
- ▶ マンションの断水
- ▶ 停電情報の誤差
- ▶ マンションサミットの開催  
→マンション内の子どもボランティアの募集など避難行動に可能性

# 大阪北部地震後に始まった マンション内の避難訓練

# 避難訓練、安否確認



中学生以上

## 学生ボランティア登録

災害時！君達ので出来ることを



もしもの時は、マンション全員で力を合わさなくてはなりません。  
皆さんの若い力が絶対に必要です！

## 活動内容

- ① 防災委員会 共助組織リーダーの指示の下活動を行う
- ② 防災委員不在時に震災が発生した時の住民の避難の支援
- ③ 救援物資の運搬支援を行う
- ④ 住民の安否確認の確認支援を行う。

# 高齢者・障害者等の避難行動支援の課題

- 1,避難行動要支援者の対象 一人暮らし高齢者、外国人等はどうなるのか
- 2,安否確認と避難誘導の体制の違い
  - 安否確認
  - 避難誘導 ...障害特性の理解、介助方法などの習得、若い人材の確保
- 3,災害の内容に寄って対応が異なる 地震、台風
  - 自主避難・災害後の避難 避難所開設ルールの違い
- 4,避難所の安全性 小学校の体育館が安全か、空調がない
- 5,発生時間 事業所による支援の有無
- 6,事業所と地域の連携ルール...無事ですカードの活用
- 7,マンション内の安否確認体制の課題
  - マンション標準管理規則に自治会の設置が外れたことで自治活動が弱まった
  - 災害時の安否確認は規則に明記できないか
- 8,避難行動要支援の位置づけ 準公務労働なのか助け合いなのか
  - 事務局はボランティアで支えるのか災害救助の一環なのか 災害救助法の改定は



## よくある質問

Q

A

**Q1** 避難行動要支援者(高齢者・障害者)の避難支援は、行政がやるべき仕事ではないですか？

**A** 被害が広範囲にわたる大規模な災害においては、現実的に行政だけでは迅速な対応に限界があり、過去の災害においても、地域住民の避難支援が最も有効であることが明らかになっておりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。



**Q2** 同意した個人情報の変更はどうすればいいですか？

**A** 個人情報の外部提供に関する同意の意思について、変更の申し出がない限り自動継続としますので、再度の提出は必要ありません。なお、希望登録いただいた方については、申請内容などに変更が生じた場合は、必ず、危機管理課までご連絡ください。

**Q3** 災害が発生した場合、自分の事、家族のことで精一杯です。避難行動要支援者の避難を支援する余裕はないと思うのですが？

**A** 避難支援は、あくまで善意と地域のささえあいの精神に基づいて行うものであり、災害時に避難支援ができない場合でも責任が伴うものではありません。ご自身やご家族の命を最優先にお考えいただき、安全が確保された後、できる範囲で避難行動要支援者の避難支援をお願いします。

**Q4** 私たちの地域には、日中は高齢者しかいません。十分な避難支援が困難ですが、どうすればいいのでしょうか？

**A** 発災時刻によっては、避難支援の体制が異なってきますので、対応が可能な方による避難支援活動を実施していただくことになります。避難の支援には、①災害情報の伝達、②避難誘導、③避難支援、④救援要請、⑤救護・救出活動、⑥安否確認などがあります。まずは、できる範囲の支援から始めることが大切です。



**Q5** 要件に該当せずに名簿に掲載されていないが、掲載した方がいいと思われる方を把握した場合、どうすればよいのでしょうか？

**A** 地域でそのような方を把握した方は、地域で情報共有を行った後、市までご連絡をお願いします。地域の支援体制等を考慮した上で、市からご本人に対して名簿に掲載することや平常時から名簿情報を外部提供することについても意思確認を行います。

Please contact the city if necessary correspondence of those other than Japanese  
日本語以外での対応が必要な場合は市にご連絡ください。

### 本制度に関するお問い合わせ先

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市 危機管理課 06-6858-2683 受付時間/平日8:45~17:15

## 市民の皆様へ

# 高齢者や障害者の方々の災害時に支援するための 防災・福祉ささえあいづくり 推進事業について

# いざ!!

## というときの避難のために



顔の見えない関係

から

顔の見える関係へ



平常時から顔の見える人間関係を構築することが大切です!

### 自助・共助・公助の連携による支援体制づくり

豊中市では、災害時に自力での避難が難しいと思われる方々の内、特に支援が必要な方々(避難行動要支援者)の生命・身体を守るため、「避難行動要支援者名簿」を作成しました。

大規模災害時、行政は可能な限り災害支援活動(公助)を行います。その活動にも限界があり、被害を最小限に抑えるためには、日頃から顔の見える関係づくりに努めるなど、自分でできることは可能な限り行う(自助)とともに、地域の助け合い(共助)が大きな力となります。

この制度の趣旨をご理解いただき、地域の方々や避難行動要支援者の方々が安心して暮らせる地域づくりにご協力いただきますようお願いいたします。

# 1 対象となる人は？

避難行動要支援者とは、災害発生時等において自力での避難が難しく、避難行動をとることに特に支援が必要とされる方です。  
豊中市では下記のいずれかに該当する方を避難行動要支援者として定めています。

- ① 65歳以上の単身世帯で要介護1、2または要支援1、2認定者
- ② 要介護3、4又は5の認定者
- ③ 身体障害者手帳1級、2級所持者（個別等級）  
【視覚、聴覚、上肢、下肢、体幹】
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級所持で単身世帯
- ⑤ 療育手帳A所持で単身世帯
- ⑥ 難病患者（一定要件を満たす常時人工呼吸器装着者）
- ⑦ その他災害時に自力避難に不安を抱く者で市長が特に必要と認めた者



※⑦で登録を希望する場合は、「避難行動要支援者名簿登録用の様式」を記入し、市に提出してください。

# 2 名簿の内容は？

住民基本台帳をもとに、対象となる方の下記の情報を載せた名簿を作成します。

- |        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| ① 住所   | ⑤ 性別                            |
| ② 氏名   | ⑥ 電話番号                          |
| ③ 生年月日 | ⑦ 避難支援を必要とする理由<br>(介護度、障害の部位など) |
| ④ 年齢   |                                 |

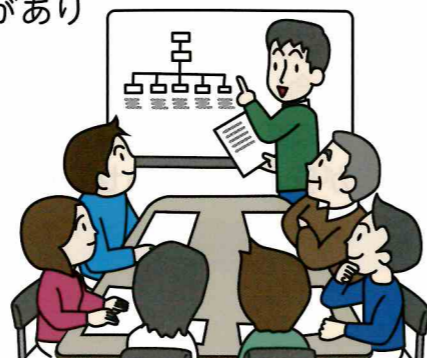
# 3 名簿の提供先は？

避難行動要支援者の方々が災害時の避難等の際に可能な限り地域で支援が受けられるよう、対象者本人の同意を得た上で、市が日頃から下記の避難支援等関係者のうち、市と協定を締結した団体へ名簿を提供します。

## 避難支援等関係者

- 民生・児童委員
- 校区福祉委員会
- 自主防災組織
- 地域自治組織
- その他市長が必要と認めた団体

日頃から提供する名簿については、情報提供について同意された方の情報のみとなりますが、緊急時には命を守ることを最優先とし、不同意の方の情報も関係機関へ情報提供することがあります。

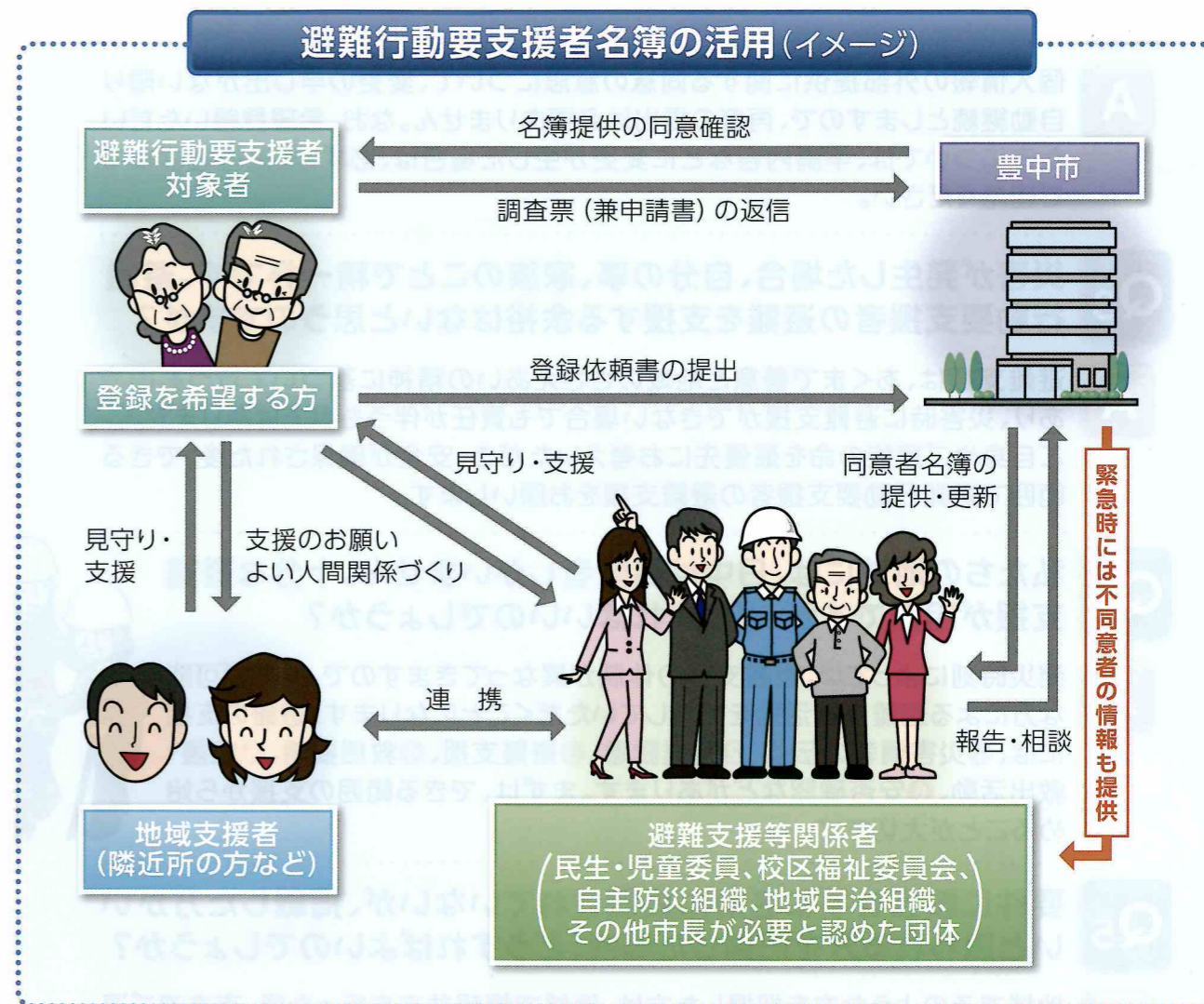


# 4 個人情報の取り扱いは？

個人情報については、市及び避難支援等関係者内において適正に管理し、避難支援に関わる目的以外には使用しません。また、名簿提供時には市が個人情報の取り扱い説明を実施します。

# 5 名簿を活用した支援とは？

同意していただいた方の名簿情報を避難支援等関係者に提供することで、地域の支援体制づくり、訓練、災害時の安否確認や避難誘導等に活用します。



## 同意・登録申出にあたって

本制度は、善意・共助の精神に基づく地域の助け合いによって、被害をできるだけ少なくすることを目的としています。同意・登録いただきましても、必ずしも災害時の支援を受けることができるとは限りません。避難行動要支援者の方も可能な範囲で備えをお願いします。また、いざという時のためにも、日頃から地域の方々と交流する機会を増やすよう心がけてください。

**重要**